

広告主の皆様へ、豊川市からのお知らせ

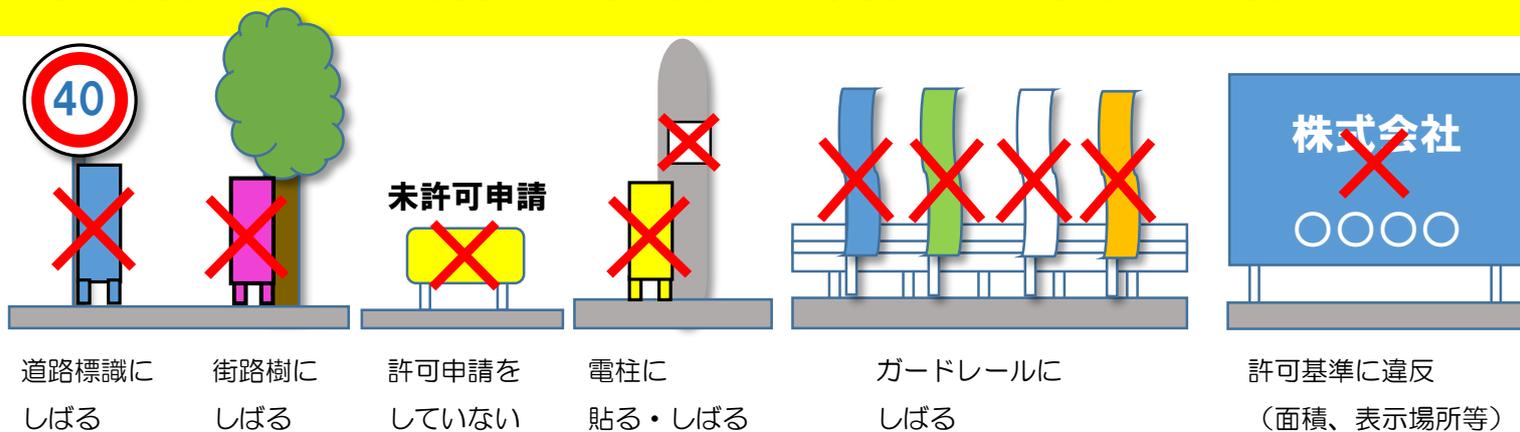
屋外広告物には ルールがあります！

美しく安全で住みよい まちづくりのために



豊川市は「愛知県屋外広告物条例」に基づき、美しく安全で住みよいまちづくりを推進しています

- ① 原則として許可が必要です（例外として許可が不要な場合もあります）
- ② 表示場所や広告物の種類に応じて、位置や面積などの制限があります
- ③ 条例に違反し、広告物を表示・設置した場合は、30万円以下の罰金となります



【 お問い合わせ先 】

豊川市役所 都市計画課 計画係
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
電話 0533-89-2169
E-mail: tokei@city.toyokawa.lg.jp

詳しい内容は

豊川市 屋外広告物

検索

